

# 医療法人社団慈豊会 看護師等奨学資金貸与要綱

(目的)

第1条 本要綱は、有能で豊かな人間性をもつ看護師、准看護師（以下、「看護師等」という）として業務に従事しようとする者で、看護師等養成施設に入学して修学する者に対し、奨学資金を貸与することにより久藤総合病院・加賀温泉ケアセンター（以下、「病院」という）における医療従事者の充実を図ることを目的とする。

(申請)

第2条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、保証人となる予定者を定め別紙様式1号による申請書を理事長に提出しなければならない。

(貸与契約の締結)

第3条 奨学資金の貸与の決定を受けた者は、理事長との間で奨学資金の貸与に係る別紙の契約書を締結する。

(資金の種類)

第4条 奨学資金の種類は、受験料、入学金、授業料及び教科書代とし、金額については修学期間2年制100万円、3年制200万円、4年制300万円を上限とする。(国公立看護学校に係るおおよその費用に準ずるものとする)  
貸与については無利子とする。

(届出)

第5条 (1) 奨学資金の貸与を請けている者（以下、「修学生」という）は、次の各号に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。  
1. 氏名又は住所に変更があったとき  
2. 保証人の氏名又は住所に変更があったとき及び保証人が死亡したとき  
(2) 修学生は、理事長が学業成績証明書の提出を求めた時は、直ちにこれに応じなければならない。

(貸与の休止・取り消し)

第6条 理事長は、修学生が次の1号に該当するときは、奨学資金の貸与を中止し、2号から4号に該当したときは、その者に対する奨学資金の貸与を取り消すものとする。  
1. 休学(停学の処分を受けて休学した場合を含む)したときは、その期間の授業料は貸与しない  
2. 退学したとき  
3. 死亡したとき  
4. 奨学資金の貸与の辞退を申し出たとき  
5. 学業成績の不良その他の理由により卒業の見込みがないと認められたとき

(返還)

第7条 奨学資金の貸与を受けた者で、次の各号の1に該当するときは、別紙様式第3号による返還届書を直ちに理事長に提出し、その日の属する月の翌月から奨学資金を返還しなければならない。

1. 第6条で奨学資金の貸与を取り消されたとき
2. 養成施設を卒業した日から、看護師等の免許を受けることなく2年を経過したとき
3. 看護師等の免許を受けた後、5年間業務の従事に達しない期間で病院を退職したとき

(返還の猶予)

第8条 理事長は、奨学金の貸与を受けた者で止むを得ない理由があると認めたときは、奨学資金の返還を一時猶予することができる。返還の猶予を受けようとする者は、別紙様式第4号による申請書を理事長に提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 (1) 理事長は、奨学資金の貸与を受けた者で、養成施設を卒業した後2年以内に看護師等の免許を受け、かつ、免許を受けた後、直ちに病院の看護師等になり引き続きその業務に従事している者が、次の各号の1に該当するときは、奨学資金の返還を免除する。

1. 5年間業務に従事したとき
2. 業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の障害により看護師等でなくなったとき

(2) 理事長は、奨学資金の貸与を受けた者が次の各号の1に該当する時は、奨学資金の返還債務の全部又は一部の返還を免除することができる

1. 死亡したとき
2. 心身の障害その他の理由により奨学資金の返還が困難となったとき

(3) 前2項の適用を受けようとする者は、別紙様式第2号による申請書を理事長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第10条 理事長は、奨学資金の貸与を受けた者が正当な理由がなく奨学資金を返還期限までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還した日までの日数に応じ、延滞金額につき年14.0パーセントの割合で計算した額を延滞利息として徴収することができる。

付 則

1. この要綱は、平成20年 4月 1日から実施する。

(平成29年1月5日改正)

(令和2年4月1日改正)